

氏 名	田 中 耕 一
学位の専攻分野の名称	博士（社会学）
学位記番号	乙社第36号（文部科学省への報告番号乙第357号）
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位授与年月日	2014年7月2日
学位論文題目	〈社会的なもの〉の運命 —実践・言説・規律・統治性—
論文審査委員	（主査） 教授 盛 山 和 夫 （副査） 教授 宮 原 浩二郎 三 上 剛 史（追手門学院大学社会学部教授）

論文内容の要旨

本論文「〈社会的なもの〉の運命」は、福祉国家のあり方がさまざまに問われ、一方で「社会」や「社会的」であることを批判すべきこととして、あるいは他方でそれを再生すべきものとして語られる現代において、そもそも〈社会的なもの〉とは何か、そしてはたして〈社会的なもの〉は終焉しつつあるのかという問いを根源的に考察したものである。そこでは、この問いに関わるこれまでの社会学および関連領域における多数の理論・諸研究が取り上げられ、それらにおける〈社会的なもの〉についての議論のしかたと理論的知見とについての詳細かつ批判的な分析が展開され、それらを踏まえた上での、現代社会における〈社会的なもの〉の運命に関する筆者独自の論考が提示されている。

本論文は、序論のほか、第一章から第三章までからなる第Ⅰ部と、第四章から第六章までからなる第Ⅱ部とで構成されている。

序論は「〈社会的なもの〉をどのように考えるか」と題されて、本論文が取り組んでいる探求課題を導入的に説明するとともに、本書で展開される考察の概要を紹介している。具体的には、まず福祉国家の危機と「組織化された資本主義」の変容という時代状況を述べて、一様化・画一化の圧力を含意しているアーレントの「社会的領域」の概念とパーソンズにおける「規範的なもの」と「社会的なもの」との同一視を紹介する。次いで、規範主義を乗り越えるものと理解されているベッカーのレイバリング理論に潜む「記述主義」という問題を予告的に指摘し、その上で、フーコーにおける「社会の自然性」という観点に準拠して、〈社会〉を「自然なもの」として編成し組織化する原理的な力が〈社会的なもの〉そのものではないかとの本書の基本的見解を示唆的に提示している。

第Ⅰ部「〈社会的なもの〉と社会学」は、ハーバーマス、言語行為論、社会構築主義、会話分析と言説分析など、行為と会話・言説に関わる社会学理論における〈社会的なもの〉の解釈と理解のしかたを批判的に考察している。

第一章「実践としての行為—規範と心」は、ハーバーマスのデュルケーム解釈を短く検討した後、ポランニーの「暗黙知」、オースティンの「発話行為」、サールの「構成的規則」、クリプキの「懐疑のパラドクス」、ヴィトゲンシュタインの「規則にしたがうこと」、ライルの「機械のなかの幽霊のドグマ」などの諸概念・理論を検討した上で、「規範や心は、行為によって表象される何ものか」ではなくて、「相互行為そのもののなかに埋め込まれており、そのなかで示されるものとしてある」という筆者の記述主義批判が提示される。

第二章「現実はいかにして〈社会的〉に構築されるか」は、社会問題の構築主義に見られる記述主義的傾向を批判したものである。記述主義とはもともとオースティンによって「言語の役割を事態・事実の記述」と考える見解を批判する際に用いられた言葉であるが、筆者はそれを「ひとびとの記述という営みこそが、〈記述されるものの〉意味や事実性をつくりあげる（構築する）」という考え方を指して用いる。筆者は、社会問題の構築主義が、「社会問題」そのものではなく「社会問題についての言説」に研究対象と問題設定をシフトさせてしまった背景に、この記述主義へのとらわれがあると指摘する。

第三章「認知主義／記述主義を超えて—会話分析と言説分析」では、1997年から1999年にかけて交わされた会話分析と言説分析をめぐる論争の分析を通じて、会話あるいは相互行為内トークを内在的・内生的に分析することの意味と可能性が問いなおされる。ここでの筆者の論点は、「認知や記述によってのみ、何ものが何ものかとして構成されるとか、そうした構成された事実を媒介にしてのみ、実践が成り立つと考えること自体が批判」されなければならないということである。

第Ⅱ部「〈社会的なもの〉の誕生と〈社会〉の編成原理」では、フーコーの理論と諸概念を主な導き手として、近代における〈社会的なもの〉の成立とその変容・運命とが考察される。

第四章「言説と権力」では、筆者独自の読みを提示する形で、フーコーの「規律権力」の概念が分析されている。まず、「言語の不透明性」の再発見としてのローティのいう「言語論的転回」に言及したのち、筆者は、第Ⅰ部の記述主義批判に基づいて、「言語をその使用のうちでとらえ、何ものに言及する（何ものかを語る）ものとしてだけではなく、自らを『呈示する（示す）』というはたらき」に注目する。その上で、フーコーの規律権力論が明らかにしているのは、科学的言説が呈示して（示して）いる、「自然な秩序」を解明していこうとする「知への意志」が、解放と同時に隷属でもあるような規律権力と内在的に関係していることだと論じられる。

第五章「〈社会的なもの〉の誕生—規律から統治性へ」は、〈社会 society〉という言葉の成立の経緯を素描したのち、フーコーの「統治性」の概念に関する分析を通じて、近代における〈社会的なもの〉の誕生と変容を論じている。そこでは、〈社会的なもの〉が統治や統治性と深く、かつ内在的に結びついてきたこと、そして〈社会〉の「自然性」を前提とする「自由主義的統治術」が主流となりながらも、他方で大衆的貧困という〈社会（的）問題〉が浮上するなかで、新たな「規律化の戦略」とともに、「保険」というテクノロジーをセキュリティの装置とする「保険社会」または「〈社会的〉国家」と呼ばれるタイプの〈社会〉があらわれてきたことが論じられる。

第六章「〈社会〉の編成原理と社会学の問題設定」では、ウェーバーとデュルケムにおける〈社会的なもの〉の位置づけのしかたを踏まえながら、社会学の原問題としての〈社会的なもの〉が、グローバル化と個人化という現代の社会変容の中で反省的に捉え直される。そこでの考察を通じて、筆者は、「福祉国家あるいは〈社会的〉国家の危機」は、必ずしも〈社会的なもの〉の消失や終焉を意味しているのではなく、また「単純に『規律から管理へ』というような移行や交代として」とらえられるものでもなく、むしろそれは〈社会的なもの〉の本来の姿、つまり〈社会〉を「自然なもの」として編成し組織化する、規律的かつ調整的な力そのもののあらわれなのであって、〈社会的なもの〉の「危機や終焉」として語られる現状は、そもそものはじめから〈社会的なもの〉につきまとうてきた「パラドキシカルな運命」だったのではないかと結論する。

論文審査結果の要旨

本論文が探求しているのは、〈社会的なもの〉の内実と意味を解明しつつ、現代社会において〈社会的なもの〉ははたしてどのようなものとして成立することができるか、という問いである。ここで主題として呈示されている〈社会的なもの〉という言葉は、必ずしも理論社会学の概念として確立されたものではなく、本論文

のように主題化されて考察の対象として設定されるのは、他に皆無というわけではないが、きわめて珍しい。しかし、ここにはむしろ本論文の鋭い問題意識と論考における高度の独自性が現れていると見ることができる。

本論文の冒頭で示唆されているように、〈社会的なもの〉への問題意識は、グローバリゼーション、新自由主義的な社会編成、福祉国家の見直しなど、現代社会が見舞われつつある社会変容への疑念を背景として生まれている。そうした社会変容によって解体され消失してしまうかもしれない何か、本来はそうなってしまっただけではないはずのものなのに、時代の流れの中で人びとの意識から遠ざかり見失われていくかもしれない何か。〈社会的なもの〉という言葉は、その「何か」を指し示すために用いられているものである。

その「何か」への探求を、本論文は、これまでの理論社会学の研究史において提示され論じられてきた諸考察を振り返り、それらを〈社会的なもの〉への探求として独自にかつ批判的に読み直す作業を通じて展開している。その作業そのものに、理論社会学における探求の歴史をまったく新しい視点から捉え直した「新しい社会学説史」が独創的に描かれているという意義が認められることは、いうまでもない。その上で、本論文はあくまで〈社会的なもの〉を浮き彫りにし解明していくという課題に深く分け入り、既存の諸学説における〈社会的なもの〉についての論考を鋭く分析していくのである。

たとえば、第二章では社会問題の構築主義をめぐる論争が俎上にあげられている。この論争そのものは社会学史上よく知られたものだが、本論文はそこにまったく新しい分析を施すのである。そこでは、この論争が依然として「社会のメンバーの実践的あるいは自然的な態度と、社会学者の理論的あるいは分析的な態度」との階層的な対置から脱却できていないことを丁寧に証示した上で、その理論的問題状況の根底にあるのは、「意味ある現実がいかにして〈社会的〉に構築されるのかという」問いの答えが、社会のメンバーの「行為を記述する営み」のなかにあるという社会学者たちの「前提」ではないか、という問い直しが提示される。そして、第三章は会話分析と言説分析を対象としてその問い直しをさらに深化させ、それらが志向している「内在性」の原理に忠実であるためには、行為そのもの、相互行為そのもののなかに「埋め込まれており、そのなかで示されているもの」を理解するしかないのだという見解を示唆するのである。

こうした分析を通じて本論文が鋭く明らかにしていることの一つは、必ずしも明示的にそう述べられているわけではないが、社会の現実のなかから〈社会的なもの〉を捉え、すくい上げ、示していくという社会学そのものの営みにおいて、何か不十分なものがあるのではないかという問題状況だと言える。この社会学への反省的な捉え直しもまた、本論文の独自の成果の一つをなしている。

そうした問題意識を背景にして、〈社会的なもの〉への探求において本論文が目し焦点をあてているのが、フーコーに由来する「社会の自然性」と「規律と調整（統治性）」の二つの概念である。「自然」は、「自然で、自律的な合理性」「自然な秩序」「自然な身体」「自然性」というような形で繰り返し現れて、本論文における考察を牽引していく最も重要な言葉である。他方、「規律と調整（統治性）」はフーコー「生－権力」社会理論の中核をなしている。

本論文が最終的にめざしているのは、この二つの概念を導き手として、一方では近代から今日にいたる社会の編成の特質とその変容を描き出すとともに、他方では近代の学としての社会学がその問題に対してどのように理論化してきたかを明らかにすることである。前者については、近代社会の成立期における「統治の対象」としての「自然なものとしての社会」の発見、18世紀以降の「自由主義」という形での「自然性」の位置づけ、そして19世紀以降における「規律化の戦略」という基本構図が提示されている。また後者については、ウェーバーの「資本主義の精神」の概念が「行為をポジティブに産出し、生成する」という規律の力を捉えていること、そしてデュルケームが「逸脱」と「犯罪」についての考察を通じて〈社会〉の「自然性」と「自律性」を見いだしていると論じている。

このようにして、本論文は、「自然」と「規律」というキー概念を縦横に撚り合わせ、分析的に活用する

ことを通じて、近代社会と社会学との双方を貫き、両者のそれぞれと相互のダイナミックな関係とを捉えるきわめて独創的な見解を提出することに成功していると高く評価することができる。

もっとも、「自然」と「規律」とを両輪とする本論文の分析戦略が、内在的な緊張を孕んでいることは否定できない。この二つは、本来的に対立する意味を担うか、少なくとも容易には結びつけることが難しい言葉である。この緊張は、現代社会における「福祉国家・社会的国家」の成立と展開の中に〈社会的なもの〉をどう位置づけるかという問題において鋭く現れざるをえない。この点において本論文は、規律としての福祉国家が新しい形でのひとびとの連帯という自然的なものを可能にしようという示唆を提示すると同時に、〈社会的なもの〉とは本来的にパラドキシカルなものだと述べるに留まっていて、全面的な議論を展開するには至っていないように思われる。

そのような疑問点は残るものの、本論文は、社会学の本来的な探求課題である〈社会的なもの〉の内実と意味を解明するというきわめて重要なテーマに真正面から取り組み、既存の諸学説や諸理論を鋭くかつ明晰に分析しながら、高度に独創的な理論的成果を達成しており、博士（社会学）の学位を授与するにふさわしいと結論することができる。